控除対象額」という。）が当該当初申告非特定超過控除対象額及び当該特例通算欠損事業年度終了の日に終了する他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額に満たない場合のその満たない部分の金額とする。

一　当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた当該通算法人の投資額残額から当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号イに掲げる金額を控除した金額

二　当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号に掲げる金額

第三十九条の二十三の二第三項中「（法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。）」及び「又は第六項」を削り、同項第三号中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　法第六十六条の十一の四第四項第一号に規定する損金の額に算入されることとなる金額

四　第七項第二号に掲げる金額

第三十九条の二十三の二第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3　法第六十六条の十一の四第四項第二号イに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額及び同号イ(3)に掲げる金額（同号イ(2)の各特例十年内事業年度終了の日に終了する同号イ(3)の他の通算法人の同号イ(3)の各特例十年内事業年度に係るものに限る。）の合計額

二　法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同号の通算法人の投資額残額から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

三　法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額

4　法第六十六条の十一の四第四項第二号ハに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額及び同号ハ(3)に掲げる金額（同号ハ(2)の各特例十年内事業年度終了の日に終了する同号ハ(3)の他の通算法人の同号ハ(3)の各事業年度に係るものに限る。）の合計額

二　法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同号の通算法人の投資額残額から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

三　法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額

5　法第六十六条の十一の四第一項の規定の適用を受けようとする認定事業適応法人又は同条第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する通算法人が適用事業年度又は適用対象事業年度（同項に規定する適用対象事業年度をいう。以下この項及び第八項において同じ。）前の事業年度において同条第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用を受けた法人である場合において、その適用につき配賦投資額（同項第二号イに規定する配賦投資額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該適用事業年度における各特例事業年度（法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。第九項において同じ。）に係る法第六十六条の十一の四第二項第二号に掲げる金額及び当該適用対象事業年度における各特例十年内事業年度に係る投資額残額は、当該配賦投資額を控除した金額とする。

6　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の適用がある場合における法人税法施行令第百三十一条の九第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第二号中「同条第五項第二号イに掲げる金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する法第六十四条の七第五項第二号イに規定する当初申告の場合における同号イに掲げる金額」とあるのは「当初申告の場合」とする。

7　法第六十六条の十一の四第三項の規定により法人税法第六十四条の七の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項第四号の各事業年度に係る特例十年内事業年度について、当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する対応事業年度をいう。第一号及び次項において同じ。）が二以上あるときにおける法人税法第六十四条の七第一項第四号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、法人税法施行令第百三十一条の九第三項第一号の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該各事業年度において生じた特例対象特定欠損金額（法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額のうち特定欠損金額（法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額をいう。次号において同じ。）に該当するものをいう。以下この号及び次項において同じ。）のうち、当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額から当該各事業年度前の各事業年度（当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度に該当するものに限る。次号において「前対応事業年度」という。）において生じた特例対象特定欠損金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額

二　当該各事業年度において生じた特定欠損金額（当該各事業年度に係る前号に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち、当該特例十年内事業年度に係る特定損金算入限度額（法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する特定損金算入限度額をいう。）から当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額及び前対応事業年度において生じた特定欠損金額（当該前対応事業年度に係る前号に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の合計額に達するまでの金額

8　法第六十六条の十一の四第四項第五号イの特例十年内事業年度について、当該特例十年内事業年度に係る同号イの通算法人の対応事業年度が二以上ある場合又は当該特例十年内事業年度の期間内にその開始の日がある同号ロの他の通算法人の事業年度（当該特例十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。以下この項において「他の対応事業年度」という。）が二以上ある場合における同条第四項の規定の適用については、当該特例十年内事業年度に係る各対応事業年度（他の通算法人にあつては、他の対応事業年度。以下この項において同じ。）に係る同号イ又はロに掲げる金額は、当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額のうち、当該各対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額から当該各対応事業年度前の各事業年度（当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度に該当するものに限る。）において生じた特例対象特定欠損金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の三十二の三第十三項の表の改正規定中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、同条第十四項の表の改正規定中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の三第八項の改正規定中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第九項を削る改正規定中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第三条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第二項の改正規定中「第二十七条の四第十三項」を「第二十七条の四第十八項」を「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第十六項」に改める。